

8 計画相談支援・障害児相談支援の充実 について

1.1 計画相談支援・障害児相談支援の充実等について

(1) 計画相談支援・障害児相談支援の充実について

平成27年4月以降、市町村は支給決定を行うに際し、サービス等利用計画案等の提出を求めるものとされているところであるが、経過措置期限の終了が目前と迫っている平成26年12月末時点における、都道府県全体のサービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の進捗率はともに約6割であった。また、市町村毎の進捗率を見ると、6割以上作成している自治体が7割程度ある一方、未だに4割以下のところも1割強あった。【関連資料①（133頁）】

これまで、厚生労働省では、特に進捗状況が低い自治体や、業務を行う事業者に対して、各種事務連絡や全国担当主管課長会議を通じて、

- ・都道府県・市町村の役割、事業所における柔軟な対応の工夫例やセルフプランを受け付けるに当たっての留意点
- ・市町村による基幹相談支援センターや事業所の役割分担・推進方法の協議や、今年度末までに限ったサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施
- ・平成27年度に限った市町村による代替プランの作成の導入

等について示したところ【関連資料②（134頁～136頁）】であるが、各都道府県においては、管内市町村の平成27年度以降の計画相談支援等の対応方針について確認いただき、その取組が不十分であれば上記各事項の対応の余地がないが指導いただきたい。特に、セルフプランの提出については、障害者本人が真にセルフプランの作成を希望する場合はエンパワーメントの観点からは望ましいものであるが、身近な地域に相談支援事業者がない場合の対応としては、市町村が必要な事業者の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されないことが前提となる。安易に申請者をセルフプランの作成に誘導することは、相談支援事業者によるモニタリングが行われず、適切なサービス利用に向けたきめ細かな継続的支援が提供されないこととなるので、厳に謹むよう留意されたい。【関連資料③（137頁）】

なお、上記各事項のうち、今年度末までとしていたサービス利用支援における日中活動系事業所でのアセスメントの実施については、未だに進捗率が進んでいない自治体が一部あることから、平成28年3月末までに延長することとする。そのため、各都道府県においては、市町村を通じて各事業所に対して効率的にサービス利用支援を提供するよう指導いただくとともに、今回の措置についても緊急的なものであるため、平成26年9月26日付事務連絡「計画相談支援・障害児相談支援の推進等について」でも示したとおり、

- ・限定的な措置である旨を利用者に説明
- ・家庭状況等の確認が必要な場合は、適切に居宅訪問
- ・家族へも面接の趣旨の十分な説明を電話等で実施

等については、実施にあたって留意されたい。

また、重層的な相談支援の体制の充実を図るため、地域生活支援事業の一つである基幹相談支援センター等機能強化事業を活用し、基幹相談支援センター等において、地域の相談支援事業所の支援を図る一方、事業所が作成したサービス等利用計画をチェックする等、相談支援専門員がより適切なマネジメントを行うことができるよう取り組まれたい。

適切なマネジメントの実施に当たっては、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要がある。平成27年度予算案では、市町村協議会において、地域資源の開発や利用促進等に向けた取組を新たに地域生活支援事業の補助の対象としており、例えば障害児者のニーズ調査やインフォーマルサービスの先進例の情報収集、商工会議所・地域住民への啓発の実施等地域の課題解決に向けて積極的に活用いただきたい。【関連資料④（138頁）】

（2）計画相談支援・障害児相談支援の報酬改定について

① 質の高い計画相談支援等の提供について

平成27年度以降、計画相談支援等の実施に当たっては、相談支援専門員のスキルの向上や事業所の質の確保が重要となる。そのため、平成27年度報酬改定では、手厚い人員体制や関係機関との連携等により質の高い計画相談支援が提供されている事業所を評価する（特定事業所加算）こととしている。【関連資料⑤（139頁）】

特定事業所加算の算定に当たっては、市町村へ体制の要件を満たしている旨の届出を行う必要があるので、各都道府県におかれでは、市町村を通じて、事業所に遗漏なきよう周知されたい。【関連資料⑥（140・141頁）】

なお、要件の1つとして、相談支援従事者現任研修を修了している常勤・専従の相談支援専門員を1人以上配置していることを求めているため、来年度以降、現任研修の受講希望者数が増加することが見込まれる。各都道府県や各都道府県知事から指定を受けた事業者においては、受講希望者を見込みの上、適切な枠を確保するよう努められたい。

② きめ細かい計画相談支援の提供について

モニタリングの実施期間については、厚生労働省令において利用者の心身の状況及び標準期間等を勘案の上、市町村が設定することとされている。しかし、一部の市町村では、その設定に当たって、

- ・ サービス等利用計画等の作成を優先しているため、長期となっていること
- ・ 利用している障害福祉サービスの種類のみを勘案し、利用者の心身の状況等に関係なく一律に行っていること

等の指摘がされているところ。

障害児者に対するきめ細かな支援を提供するためには、利用者の心身の状況等に合わせたモニタリング期間の設定が重要であることから、市町村においては、相談支援専門員からの提案を十分に勘案の上、障害児者ごとによって適切かつ柔軟なモニタリング期間を設定されたい。なお、厚生労働省では、運用上の取扱いとして、標準期間よりきめ細かなモニタリングが必要と想定される対象者について以下のとおり例示するので了知されたい。【関連資料⑦（142頁）】

- きめ細かいモニタリングの実施（2、3月ごとに）が必要な対象者像は、以下のとおり（例示）

（計画相談支援）

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している 65 歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者

（障害児相談支援）

- a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
- b 就学前の児童の状態や支援方法に関して、不安の軽減・解消を図る必要のある保護者

（3）サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者における研修要件の取扱いについて

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の配置に当たっては、実務経験と研修修了を要件としているが、一部については一定期間、研修の修了の猶予が設けられているところである。

当該猶予措置の中には、本年 3 月 31 日をもって終了することとされているものがあるが、各都道府県における養成の現状等を勘案し、平成 27 年度以降以下のとおりにすることとしたので、各都道府県においては、管内事業所に周知いただくとともに、事業所が属する都道府県において確実に研修を受講できるよう計画的に開催されたい。【関連資料⑧（143頁）】

【サービス管理責任者】

平成 27 年 3 月 31 日までの経過措置とされている、平成 24 年 4 月 1 日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした 1 年間の猶予については、3 年間の経過措置を設けて廃止する

(平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする)。

【児童発達支援管理責任者】

平成 27 年 4 月 1 日から 3 年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として 1 年間の猶予を設ける（平成 27 年 4 月 1 日前から事業を行っている場合は、平成 28 年 3 月 31 日までの間、平成 29 年 4 月 1 日以降に事業を開始した場合は、平成 30 年 3 月 31 日までとする）。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して 1 年間の猶予を設けるものとする。

（4）平成 27 年度における国研修の開催予定について

平成 27 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を本年度（平成 26 年度）から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれでは、適任者を推薦していただく等、御協力をお願いする。

相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

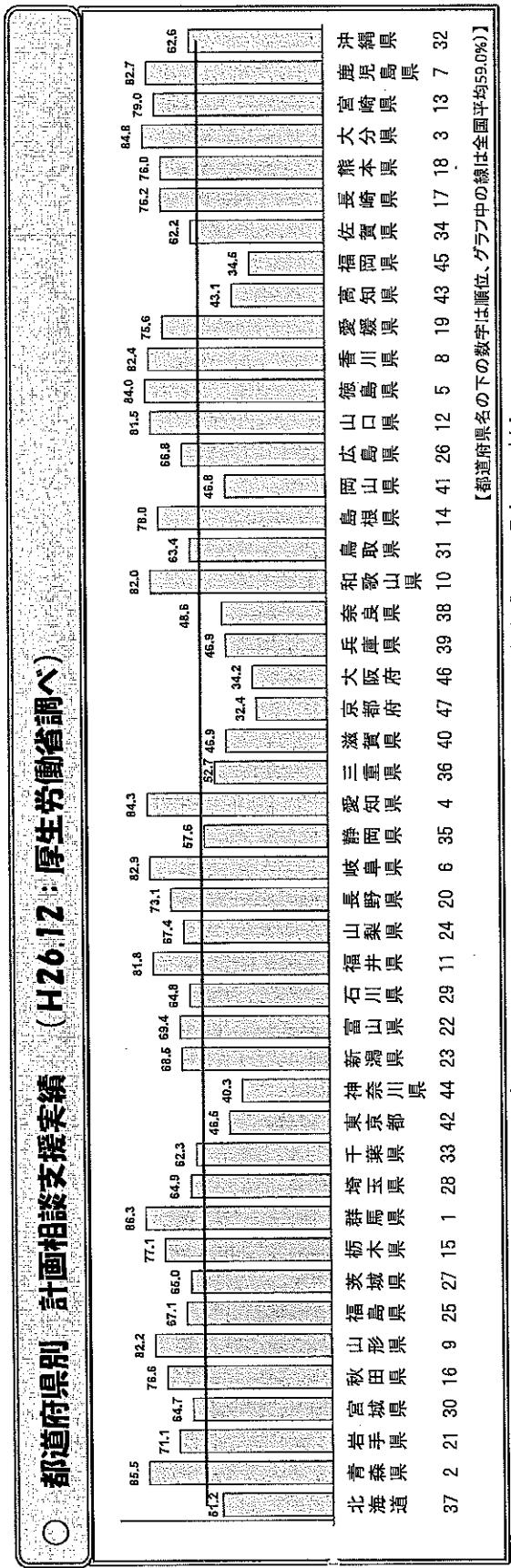
- 日時：平成 27 年 5 月 27 日（水）～29 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院
(埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地)

サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 27 年 9 月 30 日（水）～10 月 2 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院

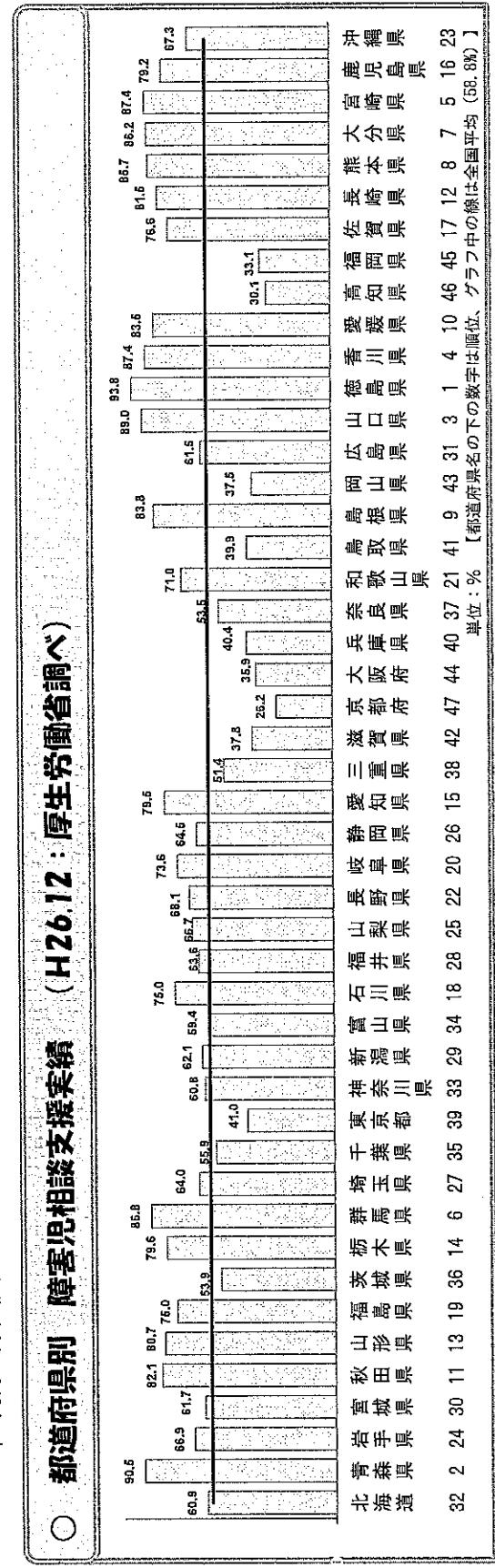
計画相談支援 関連示一々 (都道府県別 : 実績)

（H26.12：厚生労働省調べ）



【都道府県名の下の数字は順位、グラフ中の線は全国平均59.0%】

都道府県別 健康相談支援案績 (H26.12: 厚生労働省調べ)



同月の障害児通所支援利用計画を作成しているものの割合

計画相談支援等を進める上での市区町村・都道府県の役割分担

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜市区町村の役割＞ 支給決定を行う立場、体制整備に関して一義的な責任

- ・障害福祉計画の策定に当たつてサービス利用者数等について見込み(*従来からの業務)→それに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を見込む(障害児通所支援の利用者数についても含む)
- ・管内又は近隣の事業所に対して特定相談支援事業所等の開設の動きがけん引する立場として将来的な業務計画等を立てる立地できる環境づくり(例：半年後・1年後)
- ・事業所側として見込まれるのか等の情報を事業所側に提供
- ・数が見込まれる
- ・基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に対する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる

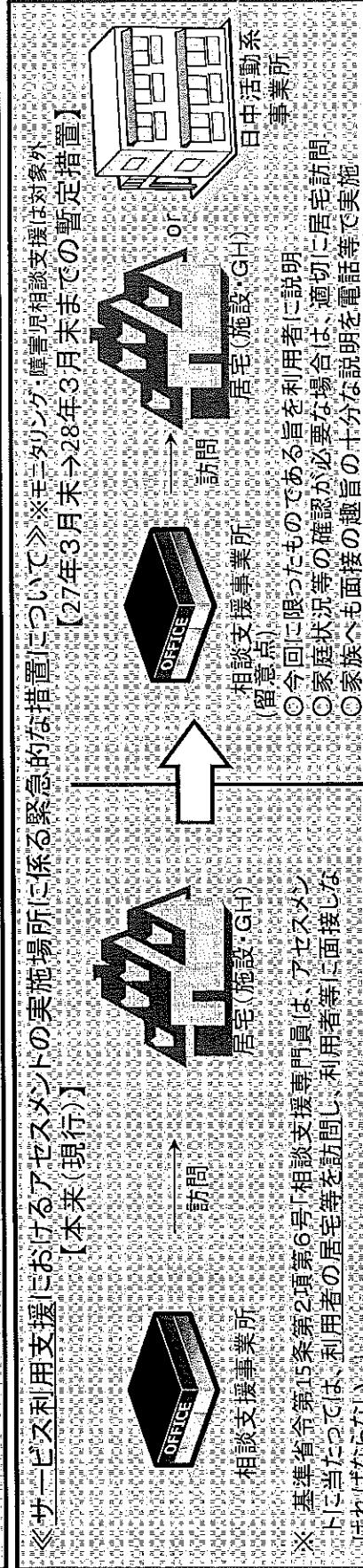
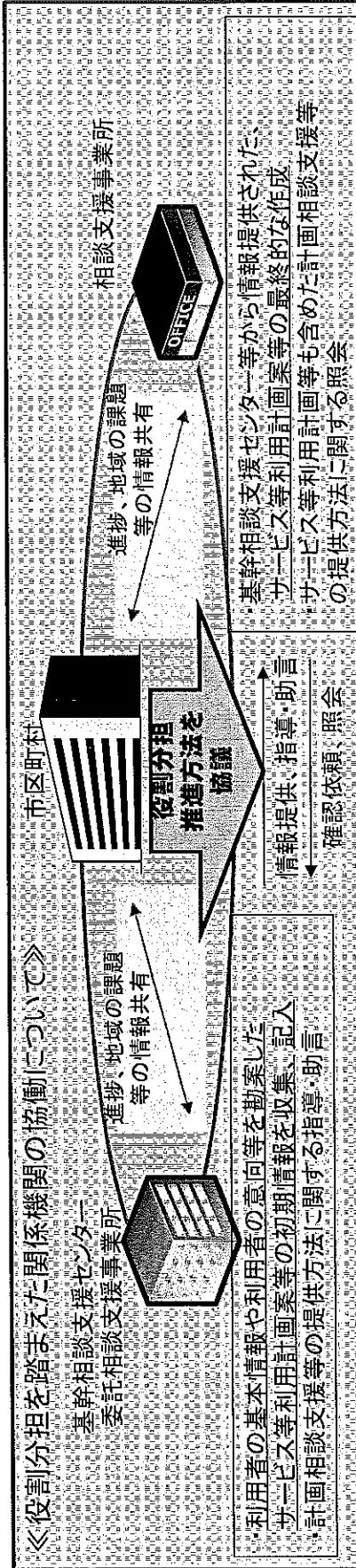
- ・協議会を活用し、障害福祉サービス事業者とのサービス等利用計画の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組
- ・管内市区町村の支援、特に相談支援専門員の養成確保

- ・管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約→当該都道府県内における相談支援専門員の必要数の見極め→その確保のために十分な規模の養成研修の実施
- ・計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援

(関連資料) (2)

等々

○平成26年2月27日利用者について、
○全ての車両連絡の周知徹底について》
○市町村の担当べき役割、当省における支援策等の作成について進めていく。
○支援事業所の実施に向けた体制整備のための留意事項



市町村における代替プランについて

* 「障害保健福祉関係主管課長会議資料」(平成26年11月4日)より抜粋

＜概要＞

- 平成27年度に支給決定を行う利用者に対して、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画案等を作成できる目途がない場合は、暫定的な措置として、各市町村において、サービス等利用計画案等の代替となる計画案(以下「代替プラン」という。)を作成する。
なお、当該措置は、計画相談支援等の提供が未だ受けられない利用者のための平成27年度に限り緊急かつやむを得ない措置

＜留意事項(ポイント)＞

- ① 計画相談支援等と同等の質の確保について
代替プランの内容及び質は、指定特定相談支援事業者等が作成するサービス等利用計画案等と同等の水準となるよう各市町村において取り組む。具体的には、計画相談支援等における、訪問やサービス担当者会議の開催、モニタリングの実施等の運営基準に準ずる業務を実施する。
作成に当たっては、障害福祉行政の相談業務等に一定期間従事した職員が実施。
なお、市町村は、次回のサービス等利用計画案等の作成等においては、新たに確保した指定特定相談支援事業者等に依頼できるよう、市町村が代替プランを作成した利用者をリスト化し、管理すること。
- ② 適切な時期の指定特定相談支援事業者等への引き継ぎ
市町村による代替プランの作成については、緊急的な措置であるとともに、代替プランの整備を図ること。
指定特定相談支援事業者等に適切に引き継ぐこと。
※ 都道府県は、市町村が作成する代替プランについて、次回の支給決定時までに指定特定相談支援事業所等に適切に引き継がれているかどうかを定期的に把握し、必要に応じて、市町村に対し、体制整備に関する助言・指導を行う。

「セルフプラン」を受けるに当たっての留意事項(ポイント)

* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

＜基本的考え方＞

- 「セルフプラン」自体は、障害者本人(又は保護者)のエンパワメントの観点からは望ましいもの。一方、市区町村が計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れなければならない。
また、「セルフプラン」の提出を誘導しているとの指摘もある。一定の原則が必要。

＜留意事項(ポイント)＞

- 「セルフプラン」を…。
 - ① 「申請者が希望する場合」申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提
 - ② 「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」市区町村(都道府県)が必要な事業者の誘致に向けた努力を行つてもなお体制整備が確保されない場合が前提
- 上記(②)の場合には、市区町村は…。
 - ・日頃から、相談支援事業者等の充足に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導することは厳に慎むべき。
 - ・管内の障害福祉サービス事業所の状況に代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握するべき。
 - ・支給決定の更新時に、相談支援事業者等がサービス等利用計画を作成すべき。

(3)

○協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

予算額：地域生活支援事業の内数

（事業概要）

障害児者の社会参加を進めるためには、地域の課題の解決や社会的資源の開発・活用が必須であり、地域の理解の促進や関係機関のネットワークが強化される必要があることから、市町村協議会において、先進的に地域資源の開発・利用促進等に向けた取組の支援を行い、障害児者への総合的な地域生活支援の実現を目指す。

1 事業内容

地域資源を総合的に活用して、障害児者の社会参加に向けた支援の体制を構築するため、市町村協議会における地域資源の開発・利用促進等に係る事業について助成する。

【事業例】

- ① 社会的資源の開発に向け、障害児者のニーズ調査や先進例の情報収集、商工会議所・地域住民等への啓発の実施、
- ② 円滑な医療、教育、福祉サービスの提供や様々な地域資源を複合的に提供するため、コーディネーターを配置の上、相談支援専門員と連携のもと、関係者間の総合的な調整やチームアプローチを実施
- ③ 児童発達支援センターや保育所等関係機関が連携し、障害児の特性や家族の情報を早期に発見し、一般施策も含めた支援に繋げるためにの仕組みの構築
- ④ 医療機関、教育機関の専門職等も含めた多職種による、サービス等利用計画や個別支援計画の評価・助言の実施

2 実施主体 市町村

3 補助率 国1／2以内、都道府県1／4以内

（効果）

各市町村において新たな社会的資源が開発され、障害児者の自立した生活や、社会参加が推進されるとともに、障害児者により適切なサービスを効率的に提供することが可能となる。

（四）地域資源の開発・利用促進等の支援

計画相談支援・障害児相談支援にかかる新規加算の要件について

○特定事業所加算(計画相談支援・障害児相談支援共通) 単位数:300単位

事業所の質の担保や相談支援専門員のスキルの向上の観点から、以下の要件すべてを満たしている場合に算定

- ① 常勤・専従の相談支援専門員を三名以上配置。そのうち、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員を一名以上配置
- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催
- ③ 二十四時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に応する体制を確保
- ④ 新たに採用する全ての相談支援専門員に対し、現任研修を受けた相談支援専門員の同行による研修を実施
- ⑤ 基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に相談支援を提供
- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加

○初回加算(障害児相談支援のみ) 単位数:500単位

保護者の障害受容ができないこと等により、以下のいずれかを満たす場合は、特にアセスメントに係る業務負担として、評価する。

- ① 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
- ② 前六月間ににおいて、障害児通所支援・障害福祉サービスを利用していない場合

(関連論文 ⑤)

(関連資料 (6))

(別紙)

平成 年 月 日

特定事業所加算に係る届出書（相談支援事業所）

事 業 所 名				
異 動 等 区 分	1 新規	2 継続	3 変更	4 終了

- ① 常勤かつ専任の相談支援専門員を配置している。

相談支援専門員の配置状況

相談支援専門員	常勤専従	人	※ 3名以上
上記のうち現任研修修了者	常勤専従	人	※ 1名以上

有・無

- ② 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を

目的とした会議を定期的に開催している。

有・無

- ③ 24時間常時連絡できる体制を整備している。

有・無

- ④ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。

有・無

- ⑤ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。

有・無

- ⑥ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。

有・無

※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる（要件を満たすことがわかる）書類も提出してください。

※ 当該届出様式は標準様式とする。

計画相談支援・障害児相談支援における特定事業所加算に係る基準の遵守状況に関する記録
(保存用)[標準様式]

平成 年 月サービス提供分

区分	1 新規	2 継続	3 廃止
----	------	------	------

1 相談支援専門員(常勤・専従)の状況

相談支援専門員数	人	内訳	常勤	専従	人	非常勤	専従	人
				兼務	人			兼務

※ 相談支援専門員初任者研修の修了証を添付すること。

相談支援専門員(現任研修修了者)の状況

相談支援専門員氏名	
-----------	--

※ 相談支援専門員現任研修の修了証を添付すること。

2 定期的な会議の開催

利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を概ね週1回以上開催している。 ※「有」の場合には、開催記録を添付すること。					有	無
開催日	① 日	② 日	③ 日	④ 日	⑤ 日	

3 24時間連絡体制の確保

24時間常時連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。		有	無
具体的な方法			

※ 「有」の場合には、具体的な体制を示した書類の添付でも可とする。

4 研修の実施

当該相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、熟練した相談支援専門員の同行による研修を実施している。		有	無
--	--	---	---

※ 「有」の場合には、研修の実施計画及び実施状況を示した書面を添付すること。

5 基幹相談支援センター等との連携について

(基幹相談支援センター等から支援が困難な利用者の紹介があった場合)当該利用者に計画相談支援の提供を開始した。		有	無
(基幹相談支援センター等が開催する事例検討会等がある場合)当該事例検討会等に参加した。		有	無

参加年月日:
主催団体名:

きめ細かいモニタリングの実施について

- モニタリングの実施については、標準期間として、対象者の状況等に応じて、1月、6月、12月ごとに行うことを目安として示しており、それらを市町村が対象者の状況等を勘案して個別に定める仕組みとしているところであるが、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもつて、一律に設定されているとの指摘がある。
- 利用者への適切なマネジメントを行っため、きめ細かいモニタリングを実施できるよう対応

(現行の標準期間)

- ① 新規又は変更によりサービスの種類、内容、量に著しく変更があつた者 → 利用開始から3ヶ月間、毎月
- ② 在宅の障害福祉サービス利用者(障害児通所支援を含む)又は地域相談支援利用者 ※①を除く → 6ヶ月ごとただし、以下の者(従前の制度の対象者)を除く。
→ 每月
- ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
- ・ 単身の世帯に属するため連絡調整を行うことが困難である者
- ・ 常時介護を要する障害者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害等により行動上著しい困難を有する者
- ③ 障害者支援施設、のぞみの園、療養介護入所者、重度障害者等包括支援 → 1年ごと

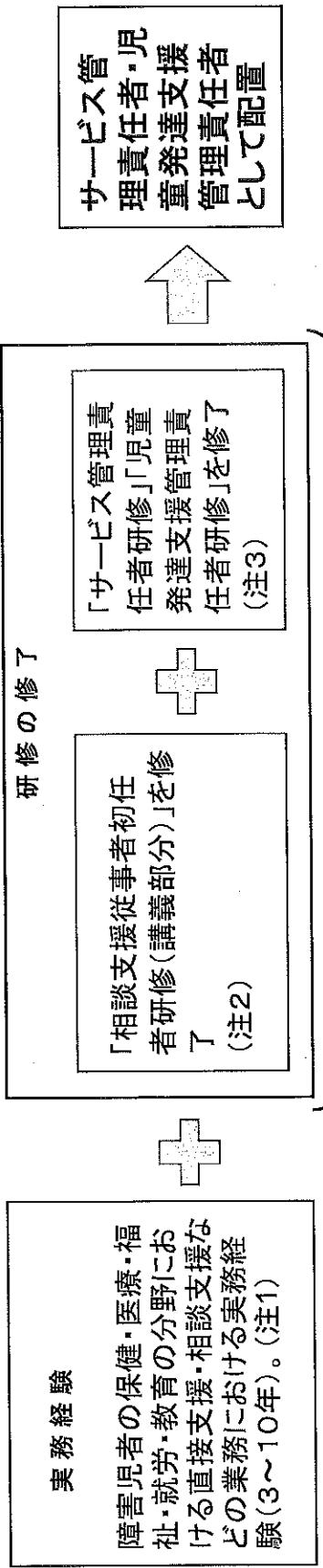
○ きめ細かいモニタリングの実施が必要な対象者

例えば次のような利用者については、標準期間よりきめ細かに2、3月ごとに実施する取扱いとする。

(計画相談支援)

- a 就労や社会参加のために能力の向上等必要な訓練を行っている者
- b 生活習慣等を改善するための集中的な支援の提供後、引き続き一定の支援が必要である者
- c 障害福祉サービスのみ利用している65歳以上の者
- d 利用する指定障害福祉サービス事業者の頻繁な変更やそのおそれのある者
(障害児相談支援)
a 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化するおそれのある者
b 就学前の児童の状態や支援方法に関するおそれのある保護者

サービス管理責任者及び児童発達支援支権者の要件



(平成27年度以降の取扱い)
○ 事業の開始後1年間は、実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす(ただし、平成30年3月31日をもって廃止)。

・平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予とする。

・児童発達支援管理責任者については、平成27年4月1日前までに事業を開始している場合は、平成28年3月31日までの猶予とする。

○ やむを得ない事由によりサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、1年間は実務経験者であるものについては、研修を修了しているものとみなす。

(注1) 実務経験については、別に定める。

(注2) 「相談支援従事者研修(講義部分)」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分(2日間程度)をいう。

(注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了する必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも一つの種類の事業に係る研修を事業開始後1年までに修了していればよいこととする(ただし、事業開始後1年間の猶予については、平成30年3月31日をもって廃止)。

(⑧) 関連論文